

伊 勢 市 公 報

第 291 号
平成 29 年 12 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	2
○ 戸籍手数料等の収納の事務の委託について	3
○ 農業委員会総会の招集について	4
○ 道路の区域変更について	5
○ 道路の区域変更について	6
○ 地縁団体の認可について	7
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	9
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	10
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	11
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	12
○ 負傷動物の収容について	13
○ パブリックコメントの実施について	14
○ パブリックコメントの実施について	17
○ パブリックコメントの実施について	20
公 表	
○ 平成 29 年度定期監査等結果の公表について	23

伊勢市告示第 111 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 29 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 29 年 12 月 11 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 112 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、戸籍手数料、住民票手数料、印鑑証明手数料、戸籍等諸手数料及び個人番号カード等手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 1 号 JP タワー名古屋 7 階
株式会社エイジェック 名古屋オフィス
統括本部長 平井 真次

2 委託期間

平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日まで

伊勢市告示第 113 号

伊勢市農業委員会の臨時総会を次のとおり招集します。

平成 29 年 12 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 29 年 12 月 14 日（木）午後 1 時 30 分
- 2 招集の場所 伊勢市立御園公民館 2 階講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 伊勢市農業委員会会長の互選について
 - 議案第 2 号 伊勢市農業委員会会長職務代理者の互選について
 - 議案第 3 号 伊勢市農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - 議案第 4 号 三重県農業会議普通会员の指名について

伊勢市告示 114 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 12 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	近鉄東線	岩淵 2 丁目 401 番地先から 岩淵 2 丁目 418 番 4 地先まで	旧	4.2~4.2	43.3
			新	5.75~5.75	43.3

伊勢市告示 115 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 12 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	楠部 27 号線	楠部字廣野 147 番 1 地先から 楠部字廣野 147 番 1 地先まで	旧	5.1～9.0	88.0
			新	9.25～17.34	88.0

伊勢市告示第 116 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

地縁法人東新村元区

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げる地域的な共同事業等を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会所等の施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

3 区域

本会の区域は、伊勢市小俣町新村 237 番 10、248 番 2、254 番、255 番 1、257 番、258 番 1、259 番、260 番 1、264 番から 268 番まで、270 番 1、271 番 1、272 番 2、273 番、276 番、277 番、287 番 2、289 番 1 から 290 番 1 まで、292 番 1、293 番 1、296 番 1 から 300 番 1 まで、349 番 1 から 350 番 2 まで、351 番 2、字井戸谷 740 番 2 及び 748 番 1 の区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市小俣町新村 260 番地 1 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

南 享之

伊勢市小俣町新村 255 番地 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 29 年 12 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 81 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 29 年 12 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,166 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,047 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,093 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 108,277 人

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
408	村田設備	松阪市駅部田町1473 番地1	平成 29 年 12 月 1 日
409	マルヨシ設備	度会郡大紀町永会 2330 番地	平成 29 年 12 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 29 年 12 月 13 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 29 年 12 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 30 年 1 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
小木町、田尻町、宮町 1 丁目、常磐 2 丁目、小俣町相合の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 81 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 82 号

所有者の判明しない負傷動物の収容について

次の負傷動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により収容をした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

平成 29 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した負傷動物

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町元町	猫	雑種	キジトラ	不明	大	91 日 以上	鈴付きの黄 緑色の首輪

2 収容した日 平成 29 年 12 月 1 日

3 収容期限 平成 29 年 12 月 6 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 83 号

第 3 次伊勢市食育推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 3 次伊勢市食育推進計画（案）を公表します。

なお、第 3 次伊勢市食育推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 29 年 12 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 3 次伊勢市食育推進計画（案）

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部健康課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所東庁舎 1 階
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) ハートプラザみその

3 縦覧期間

自 平成 29 年 12 月 8 日（金）

至 平成 30 年 1 月 9 日（火）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に在する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第 3 次伊勢市食育推進計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部健康課に持参、郵送、

ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部健康課（伊勢市中央保健センター）

郵送 〒516-0076

伊勢市八日市場町13番1号 伊勢市福祉健康センター2階

伊勢市健康福祉部健康課

ファクシミリ 0596-21-0683

電子メール ise-hset@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成30年1月9日（火）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部健康課 電話 0596-27-2435

伊勢市公告第 84 号

伊勢市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（案）を公表します。

なお、伊勢市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 29 年 12 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（案）

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所東庁舎 1 階
- (2) 総務部総務課
- (3) 伊勢市福祉健康センター
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御園総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所

- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) ハートプラザみその

3 縦覧期間

自 平成 29 年 12 月 8 日（金）

至 平成 30 年 1 月 9 日（火）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に在する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部

高齢・障がい福祉課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市役所 高齢・障がい福祉課

ファクシミリ 0596-20-8555

電子メール kousyo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成30年1月9日(火)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課 電話 0596-21-5558

伊勢市公告第 85 号

伊勢市第 8 次老人福祉計画・第 7 期介護保険事業計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市第 8 次老人福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（案）を公表します。

なお、伊勢市第 8 次老人福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 29 年 12 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市第 8 次老人福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（案）

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所東庁舎 1 階
- (2) 総務部総務課
- (3) 伊勢市福祉健康センター
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御薊総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所

- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) ハートプラザみその

3 縦覧期間

自 平成 29 年 12 月 8 日（金）

至 平成 30 年 1 月 9 日（火）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市第 8 次老人福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉

部介護保険課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部介護保険課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市役所 介護保険課

ファクシミリ 0596-20-8555

電子メール kaigo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成30年1月9日(火)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部介護保険課 電話 0596-21-5560

伊勢市監査委員公表第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成 29 年 12 月 8 日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員（職務執行者）
野 崎 隆 太

平成 29 年度

定期監査等結果報告書（前期）

伊勢市監査委員

目 次

1	実 施 期 間	1 頁
2	実施期日及び対象箇所	1 頁
3	監 査 の 対 象 事 務	1 頁
4	監 査 の 方 法	2 頁
5	監 査 の 主 眼	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	検 査 室	2 頁
	総 務 部	3 頁
	危 機 管 理 部	4 頁
	環 境 生 活 部	4 頁
	(9 支 所)		
	健 康 福 祉 部	4 頁
	(保 育 所 等)		
	産 業 観 光 部	5 頁
	御 菌 総 合 支 所	6 頁
	会 計 課	6 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	7 頁
	議 会 事 務 局	7 頁
	監 査 委 員 事 務 局	7 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	8 頁
7	む す び	8 頁

平成 29 年度定期監査等結果報告書（前期）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、その結果を次のとおり報告する。

平成 29 年 12 月 8 日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員（職務執行者）
野 崎 隆 太

1 実施期間

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき、平成 29 年 10 月 2 日から同年 11 月 20 日までの間で、期日を定めて監査を実施した。

2 実施期日及び対象箇所

実施年月日	対 象 箇 所
平成 29 年 10 月 2 日	神社支所 大湊支所 宮本支所 沼木支所 城田支所
平成 29 年 10 月 3 日	御菌第一保育園 御菌第二保育園 浜郷保育所 おおぞら児童園 しごうこども園
平成 29 年 10 月 4 日	高城保育園 明倫保育所 大世古保育所 子育て支援センターきらら館 保育所きらら館
平成 29 年 10 月 5 日	北浜支所 豊浜支所 ゆりかご園 しらとり園 あげぼの園
平成 29 年 10 月 6 日	浜郷支所 四郷支所 二見浦保育園 五峰保育園
平成 29 年 10 月 16 日	検査室 総務課 職員課 管財契約課
平成 29 年 10 月 17 日	課税課 収納推進課 危機管理課 防災施設整備課
平成 29 年 11 月 1 日	御菌総合支所生活福祉課 農業委員会事務局 議会事務局 商工労政課 農林水産課
平成 29 年 11 月 2 日	観光振興課 観光誘客課 国体推進課 危機管理部現地視察(防災施設整備課 磯町津波避難施設)
平成 29 年 11 月 20 日	市立伊勢総合病院 監査委員事務局 会計課

3 定期監査の対象事務

平成 29 年 4 月から 9 月まで（必要がある場合は対象以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、地方自治法第 199 条第 1 項の規定に基づき、また、行政の事務の執行について、同法同条第 2 項の規定に基づき実施した。

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の審査を事務局職員が行った。

今年度は、支所及び保育所等についてはすべての施設を実査した。

工事については抽出し、現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、適法な会計処理がなされているか、公有財産、物品等の取得、管理の事務が適正に行われているか、出納及び現金の保管は適正になされているか、負担金、補助金等が効率的に使われているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたってはほぼ滞りなく進められている。事務処理に軽微な間違いは見受けられるものの、おおむね適正に執行されていると認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりである。監査時に気付いた簡易な事項については、その都度確認の上、口頭で指摘し改善を必要とする項目については是正を指示した。

(全般的共通事項)

(1) 事務事業においては進捗状況を確認するとともに、その目的の適正性と効果について聴き取った。

また、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたものの、おおむね良好に処理がなされていると認めるものである。

(2) 時間外勤務については、前年度より人数、時間数とも増えている課が多く見られた。庁舎改修移転業務の影響であることは、一定の理解をすることがある。年度初めに事務が集中するためとの説明もあったが、これは毎年度生じることである。働き方の意識改革を図るとともに、適正な人員配置、事務分担の平準化等、改善策を検討されたい。

長時間勤務は大きな社会問題となっており、社会全体で取り組んでいるところである。法令の趣旨に則り、当市においても積極的に取組まれたい。

(3) 文書事務については収受手続き漏れや復命書が期限内に作成されていないものが散見された。

文書は行政事務の根幹であり、業務の結果を確認、検証する証拠となるものである。また、対外的な説明資料となるものであるため、確実な作成と正確な記載、適正な保存をされたい。

(各課・室に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 課税課 収納推進課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【総務課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。議会準備、例規審査業務や庁舎改修に伴う電算機器設定業務等が要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

意見

- (1) 他課の窓口業務であった個人情報の漏洩について情報共有がなされていない。市の組織として把握できるような仕組みの必要性について検討いただきたい。

【職員課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

意見

- (1) 時間外勤務の削減への取組みをいただいているが、本年度前期監査の検証においては、一過性的な要因があるものの、十分な効果が出ていない。

長時間労働は社会問題ともなっており、削減に向けて粘り強く対応していただきたい。

- (2) 嘱託職員及び臨時職員の構成比率が高まっており、業務において相応の責任を負っていることで負担も増えてきている。嘱託職員及び臨時職員の雇用にかかる費用や時間外勤務の状況などを一覽で把握できるよう努めていただきたい。

【管財契約課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。庁舎改修についてはスケジュール管理をしながら進める必要があり大変な業務であるものの、心身の健康には十分配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

【課税課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。賦課時期に業務が集中することが要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

危機管理部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理並びに工事施工については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。
また、指摘事項については特に認められなかった。

【危機管理課】

意見

- (1) 各自治会では市の補助を受け防災用品の備蓄を進めている。担当課として、自治会における備蓄分も含め、市全体の備蓄量の把握に努めていただきたい。

環境生活部

戸籍住民課所管 9 支所

財務に関する事務の執行については、良好に処理が行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。
また、指摘事項については特に認められなかった。

意見

- (1) 各支所では限られた人数で業務にあたっており、欠員時には支所間で応援体制を取っているものの、急な欠席があった場合など事務に支障をきたしかねない場合も生じている。また、防犯上の観点からも、柔軟な応援体制がとれるよう検討を願いたい。

健康福祉部

こども課所管 14 保育所 こども発達支援室所管おおぞら児童園

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【こども課所管 14 保育所】

指摘事項

- (1) 保育所が保護者から集金する負担金で、職員による立替払い、長期の現金保管、通帳と現金出納簿の不一致が一部の保育所でみられた。現金の取扱いは公金に準ずるものとして細心の注意を払い適正な管理を徹底されたい。

意見

- (1) 多くの保育所で非正規職員の割合が高く、主担任を担当しているケースもある。
また、保育士を確保するためパート保育士も雇用しているが休日保育等では保育の体制が手薄になる状況がみられた。園児の安全対策の観点から、保育士の充足に一層努めていただきたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課 国体推進課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理並びに工事施工については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。お伊勢さん菓子博の開催等が主な要因ではあるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

【農林水産課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴う承継事務や農村振興基本計画の見直し事務が要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。
- (2) 事務補助団体の経理において、出納簿（差引簿）の未作成や議事録の作成に不備な取り扱いが見受けられた。公務に準じた適正な事務処理をされたい。

【観光振興課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。花火大会やサッカー大会等のイベント業務が要因であるが、外部に委託できるものがないか業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。
- (2) 事務補助団体の経理において、通帳と決議書、出納簿（差引簿）の日付の不整合や差引簿への記入漏れの不備な取り扱いが見受けられた。公務に準じた適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 市内観光周遊バス「参宮バス」（スカイラインルート）は利用客が非常に少なく、企画目的に対して事業効果が充分でない。周遊場所の見直し、またはインセンティブの付与など利用客増加の工夫をしていただきたい。

【観光誘客課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。会計検査対応のための前年度決算業務が主な要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

意見

- (1) 誘客活動については、常に費用対効果を検証し、経費に見合った効果を得られるよう手法や対象地域の見直しを図っていただきたい。

御 菌 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行については、良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

会 計 課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

また、意見については特に認められなかった。

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。指定金融機関選定や書類審査業務が主な要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。

市立伊勢総合病院

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。
また、意見については特に認められなかった。

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。新病院建設業務が主な要因であるが、心身の健康に配慮するとともに、業務の更なる見直しを図り、削減に努められたい。
- (2) 資金前渡に関して、精算処理の誤り、出金明細が不明確なもの、精算報告書の整理不備が見受けられた。現金事故防止の観点からも適正な会計処理に留意されたい。

議会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。
また、意見については特に認められなかった。

指摘事項

- (1) 行政視察の復命書が期限を過ぎて作成されている。視察の報告書と復命書に分ける等、起案方法を検討されたい。

監査委員事務局

財務に関する事務の執行については、良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

農業委員会事務局

指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 農業委員分の農業新聞代が一部公費で支払われているが、その理由が支出伺いに記載されていない。決裁を経た上で支払うよう今後改善されたい。

意見

- (1) 農業委員報酬の期初分が委員共通経費を賄うため資金前渡で支払われ、別通帳に入金された後事務局で年間管理されている。本来委員個人への報酬であるため、資金前渡の目的にかなっているか検討いただきたい。

7 むすび

市役所本庁舎改修のため、各部署が総合支所など市内各施設に移転して業務を行っている。会議や研修への参加、各部署間での文書の配送、決裁にも時間を要している状況にある。こうしたことが行政効率や住民サービスの低下とにならないよう注意を願いたい。

昨年来、大きな社会問題として長時間労働が取り上げられている。この問題は民間企業だけでなく、公務員についても同様である。また、行政の事務が公平・公正に行われているか、情報の開示が充分になされているかという点にも社会的な関心が高まっている。従来にも増して、規範の強化が求められており、努められたい。